

南シナ海における対応についての申入書

駐日本国アメリカ合衆国大使館 御中

駐日本国中華人民共和国大使館 御中

2016年2月23日

自由法曹団 団長

荒井新二

第1 申入れの趣旨

- 1 自由法曹団は、アメリカ合衆国（以下、「米国」という。）に対し、今後、南シナ海における「自由な航行作戦」を名目とした艦船の航行や戦闘機の飛行など、関係国の緊張を高める動きを自制するよう求め
る。
- 2 自由法曹団は、中華人民共和国（以下、「中国」という。）に対し、今後、南シナ海における人工島の建設や人工島の滑走路を用いた航空機の試験飛行、南シナ海における他国軍機に対する中国軍機による威嚇飛行など、関係国の緊張を高める動きを自制するよう求める。

第2 申入れの理由

- 1 自由法曹団は、「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」を目的とし、現在、約2100名の弁護士が加入している法律家団体である。
日本国憲法は、多数の犠牲者を出した侵略戦争への深い反省に基づいて制定され、世界に類例のない徹底した平和主義を掲げた憲法である。

自由法曹団は、その日本国憲法の下で、我が国が軍事力によらない

平和国家としての歩みを堅持していくことこそが、日本と国際社会の平和の実現にとって選択すべき唯一の道であることを訴え、憲法改悪、自衛隊の海外派兵、有事法制及び戦争法制（安保法制）など、戦争する国づくりに反対する活動を続けてきた。

かかる活動を続けてきた自由法曹団として、以下に述べる近時の情況を看過できないと考え、本書を作成するに至った。

2 中国は、2014年頃から、南シナ海に浮かぶスプラトリー諸島の内、実効支配している7つの岩礁の大規模な埋立て工事を行い、人工島の建設を進めており、米国を始め、フィリピン、マレーシア、ベトナムなどの東南アジア諸国が強く反発している。

2014年8月19日、海南島沖上空で、中国軍機が予告無しに米軍機に異常接近した。米国防総省はこれを厳しく非難し、外交ルートを通じ、正式に抗議を行った。

その後も中国による人口島の建設が続いたことから、米国は、2015年10月27日、「航行の自由作戦」と銘打って、高度な索敵能力、情報処理能力及び対空射撃能力を備えたイージス駆逐艦「ラッセン」をスーシ礁から7海里の海域を航行させ、中国海軍はこれを追尾して航行した。中国政府は、米国による「航行の自由作戦」は、中国の主権を侵害する違法な行為であるとして、強く非難した。

同年12月10日、中国が建設を進める人口島から約2カイリの距離を、大型爆弾を運搬・投下できる能力を持つ米国の戦略爆撃機「B52」が飛行した。中国はこれを挑発行為と受け止め、即座に声明を発表して抗議した。

中国は、2016年1月初め、ファイアリークロス礁を埋め立てて建設した3000m級の滑走路を用いて、数度に亘って民間機の試験飛行を行った。

これに対して、米国は、同年1月30日、再び「航行の自由作戦」を実行し、イージス駆逐艦「カーティス・ウィルバー」をトリトン島から12カイリの海域を航行させた。

以上のとおり、南シナ海をめぐる米・中両国の度重なる挑発的行動により、緊迫した状況が続いている。

3 中国は、人口島の建設や滑走路での試験飛行を行うことは主権の範囲内の行動であると主張しているのに対し、米国は、今後も定期的に南シナ海に艦船を派遣することを表明している。

南シナ海における米国艦船の通航に対して、仮に中国が海上民兵を展開するなどして妨害を行った場合には、両船舶が接触し、沈没するなどして犠牲者が出る可能性がある。

米国は、昨年10月の「ラッセン」の航行時には、南シナ海の南部に空母打撃群を控えさせて事態拡大に備えていたことからしても、偶発的な事故を発端として、一気に事態が加速し、軍事衝突が生じることも考えられる。

ひとたび両国間で軍事衝突が生じれば、双方の同盟国を巻き込む大規模な戦争に発展する可能性が高いことから、そのような深刻な事態を生じうる行動は、厳に自制されなければならない。

4 米・中両国も加盟している東南アジア友好協力条約（Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia）においては、「地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する」と定められており（第13条）、紛争の平和的解決が謳われている。

また、2002年に調印された南シナ海行動宣言（Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea）においては、当事

国は、紛争を複雑化し、エスカレートし、平和と安定に影響を与える活動を自制することが合意されている。

加えて、日本国憲法は、世界に先駆けて、徹底した平和主義を掲げており、国際紛争を武力によって解決することを禁止している。

このように、国際紛争は、たとえ平和を守る目的であったとしても、国際世論や非軍事の外交戦略など、あくまでも平和的な手段を通じて解決されなければならない。

しかし、近時の南シナ海をめぐる米・中両国による挑発的行動は、東南アジアと国際社会の平和と安定を害しかねない深刻な事態を生じさせている。

よって、自由法曹団は、両国に対し、申入れの趣旨記載の申入れを行う。

以上